

審査請求書

令和八年三月三日

国立教育政策研究所長 殿

審査請求人 NPO 法人 読み継ぐ書物のアクセシブル図書館

理事長 沖田 克夫 様

住所

E-mail

第 1 審査請求の趣旨

令和 7 年 10 月 21 日付け（令和 7 年 10 月 27 日受付）の行政文書開示請求に対する令和七年十二月五日付開示決定（到着は十二月八日）のうち、「非公開問題についてのデータに関しては、次年度以降の調査においても出題するため、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第 5 条第六号ハに該当するため不開示としました。」の部分を取り消し、当該部分の開示を求める。

第 2 審査請求の理由

1 本件決定の不明確性について

本件決定は、非公開問題についてのデータを不開示とするものである。しかし、本件調査問題は PDF として公開されており、「非公開問題」が具体的に何を指すのかは明らかでない。また、不開示とされた部分の範囲も具体的に特定されていない。

備考: 本件調査問題は国立教育政策研究所から、「令和 7 年度全国学力・学習状況調査 調査問題・正答例・解説」(<https://www.nier.go.jp/25chousa/25chousa.html>)として一般公開されている。

不開示部分の特定が不十分である以上、本件決定はその前提において明確性を欠く。

2 法第 5 条第 6 号ハの適用要件を満たさないこと

不開示理由は、「次年度以降も出題するため、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というものである。しかし、法第 5 条第 6 号ハの適用には、単なる抽象的可能性では足りず、支障が生じる具体的かつ現実的なおそれが必要である。すなわち、本件調査の実施において、開示によってどのような支障が、どの程度の蓋然性をもって生じ得るのかについて、具体的事情に基づく説明が求められる。

本件決定では、中学校理科 CBT 問題の電子データ（XML 文書、画像、スタイルシート等）の開示によっていかなる具体的支障が生じるのかについての説明は示されていない。問題内容が既に PDF 文書として公開されている以上、同一内容を電子的形式で記述したデータを開示することが、どのようにして次年度出題の適正遂行に具体的支障を及ぼすのかは本件決定文からは明らかではない。よって、本件不開示は法第 5 条第 6 号ハの要件を満たさない。

3 部分開示の検討が尽くされていないこと

本件請求は、中学校理科 CBT 問題の電子データ（XML 文書、画像、スタイルシート等）の開示を求めるものである。

しかし、本件決定においては、開示の実施方法（閲覧ではなく交付の場合）として「スキャナーにより電子化し、CD-R 又は DVD-R に複写したものの交付」と記載されている。電子データである XML 文書を「スキャナーにより電子化」とするとの記載は、その具体的内容が不明であり、少なくとも電子データをそのまま複写交付することを示すものではない。

電子的に保有されている XML 文書等を画像化する方法では、当該電子データが本来有する情報の内容を適切に確認することができない。

本件請求は、当該電子データそのものの確認を目的とするものであり、画像化されたデータの交付は請求の趣旨に実質的に応えるものとはいえない。

4 公共性および検証可能性の観点

全国学力・学習状況調査は国費により実施される全国規模の公的事业である。その電子データによる表現が、情報アクセシビリティの観点から適切であるかを客観的に検証可能であることは、公共性の観点から重要である。外部から検証不能な状態に置くことは、透明性の確保という行政法上の基本原則とも緊張関係に立つ。

本件の部分開示方法は、当該検証を実質的に不可能とする効果を有するものであり、その合理性は厳格に判断されるべきである。

なお、本件に関する技術的背景については、別紙補充意見書を参照されたい。

第 3 結論

以上のとおり、本件処分は法第 5 条第 6 号ハの要件を満たさず、また、開示方法も請求の趣旨に適合していない。

よって、本件処分を取り消し、当初請求どおり、中学校理科 CBT 問題の電子データ（XML 文書、画像、スタイルシート等）を、そのまま開示することを求める。

以上

1 目的

本件請求は秘匿されている問題内容の開示を求めるものではなく、中学校理科 CBT 問題を構成する電子データ（XML 文書、画像、スタイルシート等）の開示を求めるものである。

本意見書は、当該電子データがなければアクセシビリティの客観的検証ができない理由を説明する。

2 表現形式と表示結果の区別

中学校理科 CBT 問題は、XML 文書として表現され、それが配信時に別形式へ変換されて表示される。

しかし、変換後の表示結果（又は、さらに PDF 文書に変換したもの）からは、

- XML 文書において問題がどのように表現されているか
- 支援技術に対してどの情報が提供可能か

を正確に確認することはできない。

変換処理が介在する以上、表示結果が適切に見えても、元の XML 文書における表現がアクセシビリティ基準に適合しているかどうかは別問題である。

3 検証の具体的必要性

アクセシビリティの適否は、

- ・ 問題文・設問・選択肢の論理的構造
- ・ 文章が、画像として表現されているか、それともテキストとして表現されているか

等に依存する。これらは、変換後の表示形式から確認することができない。

XML 文書等の電子データを確認しなければ、支援技術が実際に取得可能な情報内容を検証することができない。

4 法制度上の位置づけ

国の行政機関は、以下の法制度の下において、情報アクセシビリティ確保に関する責務を負っている。

- ・ 障害者基本法 第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）
- ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
- ・ 障害者差別解消法（行政機関に合理的配慮提供義務）

また、技術的基準としては、

- JIS X 8341-3: 2016
- Web Content Accessibility Guidelines 2.2 [JIS X 8341-3:2027 として JIS 化が進行中]

等が存在する。

本件は、これら法制度の下で実施される全国規模の公的事業に関するものであり、電子データによるCBT問題の表現が検証可能な状態にあることは制度趣旨との関係において重要である。

5 結論

請求した電子的データが交付されなければアクセシビリティの客観的検証はできない。したがって、本件不開示の合理性は、具体的支障の有無を厳格に検討した上で判断されるべきである。

以上